

入札説明書

1. 工 事 名 奥羽増殖保存園原種苗木増殖温室整備工事
2. 工 事 場 所 山形県東根市神町南2丁目1番1号
3. 工 事 期 限 令和8年3月27日（金）
4. 契 約 保 証 金 要
5. 契約書の提出期限 落札決定の日から7日以内
6. 入札については、別途配布の「入札心得」による。

入札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 契 約 書

- (1) 第3条関係（工程表）
契約締結後14日以内に提出すること。
- (2) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）
 - 一 現場代理人 要
 - 二 (A) {専任} 主任技術者
 - (B) {監理技術者資格者証（管工事業）の交付を受けた専任の} 監理技術者
 - (C) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう）
 - 三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう）
- (3) 第18条、第19条関係（設計変更等に伴う契約変更の手続）
設計変更に伴い契約変更をするものについては、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行う。
- (4) 第35条関係（前金払）
有 ※請負金額が300万円以上の場合に限る。
- (5) 第57条関係（かし担保）
2年
- (6) 第58条関係（火災保険等）
要 ※当該保険に係る証券等の写しを提出

8. 契約情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。森林研究・整備機構（以下「機構」という。）は国立研究開発法人ですが、本基本方針に準じているものです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなしますので、ご了承ください。

- (1) 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
 - ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※予定価格が一定の金額を超えない契約（注）や光熱水費の支出に係る契約等は対象外
- （注）・400万円を超えない工事又は製造
・300万円を超えない財産の買入れ
・年額又は総額が150万円を超えない借入れ
・その他200万円を超えないもの

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報（別添報告書にて）
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますのでご了承ください。

9. 社会保険等

以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

10. 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
ただし、「入札心得」に記載するとおり、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、この限りではない。

11. 工事場所管理

工事場所の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法規に従い遺漏なく行い、また、労務者その他工事場所への出入りの監督、風紀衛生の取り締り並びに火災、盗難その他事故の防止について、十分な注意をする。

なお、工事場所においては、常に諸材料その他整理及び清掃を行う。

12. 損傷部の復旧

建物、道路など工事のため損傷した部分は復旧する。

13. その他の事項

- (1) 「建設副産物適性処理推進要綱」（平成10年12月1日付建設省経建発第333号）を遵守する。
- (2) 「建設業退職金共済制度の普及徹底について」（平成11年3月31日付農林水産省経第770号）により、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を提出する。
- (3) 工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、契約金額が500万円以上の場合は受注時に、契約金額が2,500万円以上の場合は受注時、途中変更時、竣工時に「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に（財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、別添「森林総合研究所との契約等にあたっての注意事項」を熟覧、承知のうえ不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書を提出すること。

森林総合研究所との契約等にあたっての注意事項

1. 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所(以下「当研究所」という。)においては、発注権限のある職員(当研究所、林木育種センター、各支所、各育種場等の契約担当職員)以外が契約及び発注を行うことはできません。(当研究所では研究者が直接発注することは認めていません。)
2. 当研究所では、研究計画等に沿って物品(役務)の調達を行っておりますので、納入(履行)期限を厳守して下さい。
災害や事故等により、やむを得ず納入(履行)期限内の納品等ができない場合には、速やかにその旨の連絡を契約担当職員までお願いします。
また、納品等の際、当研究所の検査に不合格であった場合には、速やかに交換等を行うようお願いします。
3. 見積書、納品書及び請求書には、必ず発行者側で日付を記入して下さい。
4. 調達にあたり、賄賂、談合及び癒着などの疑念を持たれないように、適正な関係維持に努めていただきますようお願いします。
5. 次のような行為は、不正経理とみなします。なお、以下の例にかかわらず、その他不正な行為は行わないようお願いします。
 - ①預り金(当所職員からの預け金の依頼の承諾)
 - ②取引事実と異なる書類の提出
6. 取引上の不正が発覚した場合は、取引停止等の処分が行われます。この場合、当研究所のみならず、政府機関をはじめとして各種公的機関等に通知されることがありますので、あらかじめご承知おき下さい。
7. 当研究所では内部監査をはじめ、会計監査法人による監査、研究資金提供者による検査、会計検査院による検査、国税局による監査等様々な監査・検査が行われますので、ご協力をお願いします。
当研究所の職員等から、以下のような行為があった場合は、速やかに以下の通報窓口へご連絡ください。なお、通報したことによる不利益な取り扱いをされることはありません。
 - ①発注権限のない者から直接契約・発注の申し入れがあった場合
 - ②納品日付の改ざん、品目、数量、金額の改ざんを要求された場合
 - ③見積書等の日付を空白にするよう依頼された場合
 - ④不正経理と思われるような申し入れ等があった場合

【公的研究資金の不正使用に係る通報窓口】

企画部 研究管理科 科長

〒305-8687 茨城県つくば市松の里1

電話：029-829-8118 FAX：029-874-8507